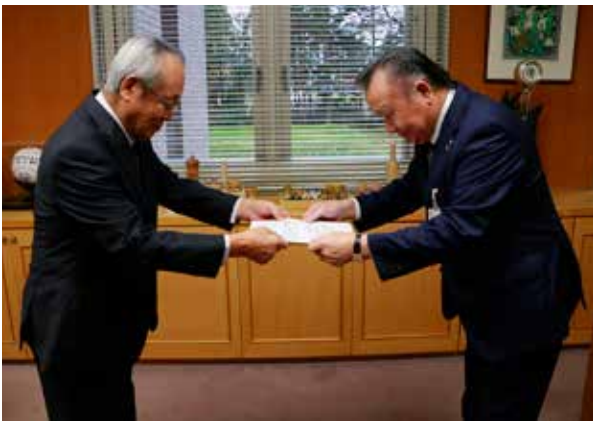


○施設の整備場所について

- ・町から示されたバス待合所の整備や役場非常用発電機の更新等の行政課題を解決するため、非常時における交流拠点から役場本庁舎への電力供給を行う必要性を認識し、役場南側で整備することを了承。
- ・交流拠点利用者の利便性の向上や移動の迅速化、効率化を図るため、渡り廊下等で役場本庁舎と接続して整備することを了承。
- ・ゆったりとした駐車スペース、屋外イベント・堆雪スペースを確保するため、敷地面積約5,000㎡での整備を了承。



野々村町長（右）に答申書を手渡す横尾委員長（左）

また、今後進められる基本計画（概略設計）の策定にあたり、次の4項目について十分配慮するよう要望しています。



- 1 施設を利用する町民から意見の聞き取りを行い、誰もが使いやすく、過ごしやすい施設となるよう柔軟な発想をもって、基本計画（概略設計）の策定に努められたい。
- 2 本施設の供用開始まで、社会情勢の変化や技術の進歩などが想定されるが、より良い施設整備に向け、基本計画（概略設計）、実施設計の各段階において、それらの変化に応じた柔軟な見直しをお願いしたい。
- 3 本施設のほか、小中一貫校の建設が同時期に予定されていることから、事業費の削減に努めるほか、国から財政措置のある有利な地方債の利用に加え、各種補助制度を活用し、自主財源の削減に努められたい。
- 4 施設の供用開始を令和11年としているが、基本計画（概略設計）や実施設計期間を短縮し、施設整備の早期着手を検討願う。

～「幌延町交流拠点基本構想（案）」に対するパブリックコメントの実施について～

町では、「幌延町交流拠点基本構想（案）」について、「幌延町まちづくり基本条例」および「幌延町まちづくり町民参加条例」に基づき、パブリックコメントを実施します。

意見募集の期間、原案の公表場所、意見提出方法その他詳細については、町ホームページおよび告知端末機によりお知らせしますので、ご確認ください。